

# 人権に関する基本方針

## Human Rights Policy

WITSは「国際連合世界人権宣言」、「国際連合グローバル・コンパクト」および「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、国際労働機関の「労働における基本原則と権利に関する宣言」といった人権に関する国際規範を尊重しています。また、事業活動を行う国・地域における法令や規制を遵守し、人権への約束と責任を実践し、人権政策を策定して、人権問題への重要性を具現化しています。

### 適用範囲および対象

このポリシーは、WITS（以下「当社」）および当社の投資先企業、従業員、顧客、サプライヤー、および協力パートナーに適用されます。

### 基本方針

- 一、国際規範および事業活動を行う国・地域における法令や規制を遵守すること。
- 二、あらゆる形態の差別を禁止し、多様で包括的な文化を構築し、平等な機会を提供すること。
- 三、児童労働および強制労働の行為を禁止すること。
- 四、公正かつ合理的な報酬および労働条件を提供し、安全で衛生的かつ健康的な労働環境を確立すること。
- 五、人権管理フレームワークの「保護、尊重、救済」の側面を通じて、人権に関連するリスク、実践、影響を定期的にレビューし、適切な是正措置を取ること。
- 六、利害関係者との多様な対話チャンネルを提供すること。
- 七、事業活動による人権保護措置を継続的に改善し、定期的に成果を公開すること。

### 多様性、公平性、包摂性（DEI）

2022年末時点で、女性管理職は管理職全体の55%、女性従業員は総従業員の37%を占めています。能力に応じた人材育成を行い、昇進にガラスの天井はありません。30歳以下の従業員は総従業員の40%近くを占め、若い人材に自分のアイデアを表現し、貢献する機会を十分に与えています。

## 国籍数

従業員の出身国は 13 カ国から成ります。

## 無意識バイアストレーニング

「無意識バイアストレーニング (Unconscious bias training)」を定期的に行う。公正な雇用と昇進を実践することで、異なるバックグラウンドと専門知識を持つ優れた人材を広く受け入れ、個々の才能を発揮できる職場環境を提供しています。